

埼環協ニュースの原稿料に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人埼玉県環境計量協議会(以下「埼環協」という。)が発行する「埼環協ニュース」の編纂に当たり、寄稿者への謝礼としてその原稿料を支払う基準を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程の適用する範囲は、以下のとおりとし、官庁からの寄稿文、挨拶文、別に講演料を支払っている講習の資料、埼環協イベントの式次第、埼環協会員一覧の頁等は対象外とする。

- (1) 寄稿文 (創作性の高い紹介文やレポートを含む)
- (2) 埼環協のイベント関係の報告書 (レポート) や紹介文

(原稿料)

第3条 前条の適用範囲に適用する原稿料は、次の算出方法による。

- (1) 寄稿文 (創作性の高い紹介文やレポートを含む) は、埼環協会員・非会員を問わず、1頁につき500円で計算し、上限を5,000円(10頁分)とする。
- (2) 埼環協のイベント関係の報告書 (レポート) や紹介文は、下限は2頁として2頁ごとに500円で計算し、上限を2,500円(10頁分)とする。

(支払方法)

第4条 算出された原稿料は、金券等にして支払うものとし、その受け渡し方法を次のように定める。

- (1) 原則として手渡し及び本人の受領確認の署名(又は印)で行う。
- (2) 運用の都合上、寄稿者の属する担当委員会の委員長(又は副会長)への受け渡し委託が行われる場合、受領確認の署名(又は印)は委託者のものとする。
- (3) 受領確認の記録は該当年度ごとに事務局に提出する。

(疑 義)

第5条 この規程の運用に関し疑義が生じた場合は、その都度、会長、副会長、事務局、広報委員長で協議し決定する。

- 2 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成30年1月1日から施行する。